各地区の会場

秋

通

通

野

ĦΤ

Ш

尻

島

王

橋

形

Щ

面

Ħ

平

手

平

屋

田

岩

浜

東

内

Ш

港

野

島

足

城

· 川元

中

南

保

大

楢

Ш

茨

山

八

手

手

広

柳

太

下

勝

新

浜

豊

下

牛

寺

土 崎

将

飯

金

下 新

外 旭

土崎港東

軍

港北・土崎港北

大

卸

旭南

中

央

区

東

地

区

西

部

地

区

部

地

区

北

地

戸

高陽・旭北

泉

形

東通 横森 桜

旭川・新藤田・添川・濁川・山内・仁別

桜ヶ丘 桜台 大平台

北

島

住・牛

御野場・御所野・四ツ小屋

上北手

仁 井 田

町·山手台

2月12日(水)

2月17日(月)

2月18日(火)

2月19日(水)

2月20日(木)

2月21日(金)

2月26日(水)

2月27日(木)

3月4日(火)

3月5日(水)、

2月17日(月)

2月10日(月)

3月 5日(水)

3月7日(金)

3月7日(金)

2月14日(金)、

3月6日(木)

3月6日(木)

3月7日(金)

3月10日(月)

3月7日(金)

3月11日(火)

3月10日(月)

2月14日(金)

2月28日(金)

2月24日(月)、25日(火)

2月28日(金)、3月4日(火)

3月11日(火)~13日(木) 2月13日(木)、14日(金)

2月12日(水)、13日(木)

2月12日(水)、13日(木)

2月24日(月)、25日(火)

2月24日(月)、25日(火)

3月12日(水)~17日(月)

3月12日(水)~17日(月)

3月4日(火)、5日(水)

2月20日(木)、21日(金)

2月20日(木)、21日(金)

3月3日(月)、4日(火)

3月4日(火)、5日(水)

3月11日(火)~17日(月)

2月18日(火)、19日(水)

2月12日(水)、13日(木)

2月18日(火)、19日(水)

2月12日(水)、13日(木)

2月26日(水)、27日(木)

2月12日(水)、13日(木)

2月21日(金)、24日(月)、25日(火)、27日(7

2月18日(火)~20日(木)

3月3日(月)

2月26日(水)

6日(木)

17日(月)

月10日月から3月17年度分の市民 年度分の市民税・ 県民税の申告を 左記の 各

2 月

日月まで、

く記入 いる「申告の手引き」をよく読ん告書の様式が変わりましたので、 民税申告書」をお送りします。 地区の会場で受け付けます。 1月27日月に 申告の手引き」をよく読ん して申告してください 平成15年度分市民税・ 今年から申 同封して で、 正し

ったかた。 平成4年中に何らか

の所得が

所得には、

営業

や農業など

平 *

のお知らせ」をご覧ください。かたは7ページの「税務署からするかた。 確定申告が必要なり税務署に所得税の確定申告を

や家賃

まる。

の

いずれかにあてんでいて、

畄成

15年1月

1日現在で

申告が必要なかた

申告が必要なかたで、 お手数でも市民税課にご連絡くだ必要なかたで、申告書が届かない

かたは、

市民税課個人市民税担当 F AX (866 8 6 6 2 4

申告は郵送が便利です

え、3月17日月までに同封の返(事項を記入、押印し、必要書類(の相談が必要のないかたは、申 信を書 わ

間もありません。 、いつでも申告でき、 郵送申告は、申告会問 告でき、受け付け申告会場の日程に ぜひご利用 くださ のか がかわら

市民税・県民税は、前年の所得に対し、

今年の1月1日現在お住まいの市町村で

課税される税金です。正しい税額を計算

するためには、みなさんの前年の所得と

所得控除を把握する必要があります。期

受付時間

午前9時~午後4時30分

午前9時~午後4時30分

午前9時~午後4時30分

午前9時30分~午後3時

午前9時30分~午後3時

午前9時30分~午後3時

午前9時30分~午後3時

午前9時30分~午後3時

午前9時30分~午後3時

午前9時~午後4時30分

午前9時30分~正午

午前9時30分~午後3時

午前9時~午後4時30分

午前9時30分~午後3時

午前9時~午後4時30分

F前9時30分~午後3時

F前9時30分~午後3時

F前9時30分~午後3時

午前9時30分~午後3時

午前9時~午後4時30分

F前9時30分~午後3時

午前9時30分~正午

午前9時30分~午後3時

午前9時30分~午後3時

午前9時30分~午後3時

午前9時30分~午後3時

午前9時30分~午後3時

午前9時30分~午後3時

午前9時~午後4時30分

F前9時30分~午後3時

午前9時30分~午後3時

F前9時30分~午後3時

午前9時30分~午後3時

午前9時30分~午後3時

F前9時30分~午後3時

午前9時30分~午後3時

午前9時30分~正午

午前9時30分~午後3時

午前9時30分~正午

間内の申告をよろしくお願いします。

秋田市職員会館1階

(大会議室)

市役所

県 庁

秋田市職員会館1階(大会議室)

秋田市職員会館1階(大会議室)

東地区コミュニティセンター

東地区コミュニティセンター

旭川地区コミュニティセンター

秋田市職員会館1階(大会議室)

勝平地区コミュニティセンター

浜田地区コミュニティセンター

大住地区コミュニティセンター

秋田市職員会館1階(大会議室)

大住地区コミュニティセンター

東部公民館

東部公民館

新屋支所

新屋支所

太平地域センター

豊岩地域センター

下浜地域センター

御野場地域センタ・

上北手地域センター

御野場地域センター

仁井田中央会館

寺内地域センター

外旭川地域センター

将軍野地域センター

将軍野地域センター

飯島地域センター

金足地域センター

下新城地域センター

港北地区コミュニティセンター

港北地区コミュニティセンター

港北地区コミュニティセンター

新あきた農協追分支店

新あきた農協追分支店

南部公民館

土崎支所

下北手地域センター

山王大通り

職員会館

分館

)2 0 5 5 1 ます。

提出の有無については勤務先出されていないかた。田市へ「給与支払報告書」が提サラリーマンで、勤務先から秋 サラリ にご確認ください マンで、

ないかた 得があっ サラリー マンで、平成以上からの給与があっ かた。 たかた、 Ō 5後再就職を-)で、平成44 時就職をしていいあったかた。 平成44年中に でいたがた。

平成14年中に所得はなかったかた。 で、所得控除を受けようとす公的年金等を受給しているかっし るた

> **料** 険 税 •

なるかた。が、税に関す る証明書が必要と

> 控除証明書 もの、

ために申告が必要となる場合が険税・介護保険料などの算定のけるための判定や、国民健康保福祉などの公的サービスを受 あります。 ために申告が

が提出されたかた。秋田市へ「給与支」サラリーマンで、ご

給与支払報告書」

勤務先か

申告が不要なかた

印鑑と申告書

給与、 たかたは、 用意してあります) 公的年金などの所得があっ (申告書は会場にも

事業による所得が あっ たかたは

際に必要となる場合があります。や金融機関などでの各種手続きのなどの税に関する証明書は、官庁「所得証明書」や「非課税証明書」

国民年金保険料 してくださ た国民健康保 介 護保険

の所得がわかる配偶者に所得が る書類 が あっ かたは、 そ

告が必要です。 -成15年<u>1</u> または家屋敷があるかたも申行年1月1日現在、市内に事に由んでいないものの、

の配当金、生命保険の一時金、などの不動産によるもの、株式の事業によるもの、地代や家賃

株式

原稿料、

給与、

年金などがあり

ŧ 0

税に関する証明書は

申告がな

く付で

平成14年分の源泉徴収

前に計算-類、領収書 平成4年中に支払っ 、領収書など(収支内訳書で、事)人と必要経費などがわかる帳簿

または所得税の確定申告がないと以外には、市民税・県民税の申告、税に関する証明書は、次のかた

次のかた

交付できませんのでご注意ください

収

などで補て こで補てんされた金額のわかる医療費などの領収書と保険金 生命保 険 損害保険など σ

が提出されているかた「公的年金等支払報告 公的 告

年金支払者から秋田市へいるかた支払報告書」が提出されて勤務先から秋田市へ「給与

申告がなくても

交付できるかた

問い合わせ 市民税課庶務担当

上 新 城 2月28日(金) 上新城地域センター 午前9時30分~正午 2月10日(月)、3月3日(月)、10日(月)、14日(金)、17日(月) 午前9時~午後4時30分 全 地 区 秋田市職員会館1階(大会議室)

*この日程で都合の悪いかたは、別地区の会場もしくは市職員会館1階でも申告ができますのでご来場ください。

広報あきた 1月24日号 04